

別表第 2（第 7 条関係）

区分	通常の管理行為その他の行為
<p>1 建築物その他工作物の新築、改築又は増築をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>(1) 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。</p> <p>(2) 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条の規定により指定された海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域、河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>(3) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>(4) 漁港漁場整備法第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、自然環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第 40 条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第 10 条第 1 項後段の規定による協議に係るものを含む。）の改築又は増築をすること。</p> <p>(5) 漁港漁場整備法第 34 条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>(6) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(7) 海洋水産資源開発促進法第 7 条第 1 項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(8) 道路（道路法第 2 条第 1 項に規定する道路を除く。）の改築をすること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。</p> <p>(9) 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設の改築又は増築をすること（信号機にあつては、新築をすることを含む。）。</p> <p>(10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。</p> <p>(11) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）の改築又は増築をすること。</p> <p>(12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号</p>

		<p>に規定する廃油処理施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(13) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(14) 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物の新築をすること。</p> <p>(15) 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(16) 郵便差出箱、信書便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標の改築又は増築をすること。</p> <p>(17) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の改築又は増築をすること（改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。</p> <p>(18) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(19) 送水管、ガス管、下水道管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路又は建築物の存する敷地内の土地に埋設すること。</p> <p>(20) 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものの新築、改築又は増築をすること。</p> <p>(21) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台の改築又は増築をすること。</p> <p>(22) 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物の新築、改築又は増築をすること（アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。</p> <p>ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎</p> <p>イ 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの</p> <p>ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場</p> <p>エ 旗ざおその他これに類するもの</p> <p>オ 門、へい、給水設備又は消火設備</p> <p>カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備</p> <p>キ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）</p> <p>ク 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(23) 当該行為に係る工事敷地内において、条例第8条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた行為、条例第10条第1項後段の規定による協議に係る行為又はこの表に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）の新築、改築又は増築をすること。</p> <p>(24) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。</p>
2	宅地の造成、土地の開墾その他の土	建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

	地の形質を変更する行為（9の項に掲げる行為を除く。）	
3	鉱物の掘採又は土石の採取をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	<p>(1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。</p> <p>(3) 国等の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限り。）。</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限り。）。</p>
4	水面の埋立て又は干拓をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
5	河川、池沼等の水位又は水量に増減を生じさせる行為（9の項に掲げる行為を除く。）	<p>(1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(3) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p>
6	木竹の伐採をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	<p>(1) 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。</p> <p>(2) 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐（単木択伐に限り。）をすること。</p> <p>(3) 森林の保育のために下刈り、つる切り、又は間伐をすること。</p> <p>(4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>(5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。</p> <p>(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画、同法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画又は同法第11条第1項に規定する森林施業計画に基づいて行う伐採等の行為</p> <p>(7) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項に規定する地域管理経営計画に即して策定する国有林野施業実施計画に基づいて行う伐採等の行為</p>
7	池沼若しくは湿原であって市長が別に指定するもの	<p>(1) 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(2) 森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。</p>

	<p>又はこれらに流入する河川の水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出する行為（9の項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>(3) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(4) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(5) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(7) 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(8) 船舶から冷却水を排出すること。</p> <p>(9) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。</p> <p>(10) 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。</p> <p>(11) 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p>
8	<p>その他の行為（次項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>(1) 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>(2) 森林法第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為</p> <p>(3) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>(4) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは、床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）の新築、改築又は増築をすること（改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>イ 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の新築、改築又は増築をすること（改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含まず。）。</p>

		<p>む。)</p> <p>ウ 農用地の災害を防止するためのダムの新築をすること。</p> <p>エ 宅地の造成又は土地の開墾をすること。</p> <p>オ 水面の埋立て又は干拓をすること。</p> <p>カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>(6) 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>(7) 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、新潟県文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び上越市文化財保護条例第3条の規定により指定された市文化財の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>(8) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の設置又は管理をすること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に規定する施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）の新築、改築又は増築をすること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>(9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(10) 工作物の修繕のための行為</p> <p>(11) 人の生命又は身体の保護のために必要な行為</p>
9	前各項に掲げる行為に附帯する行為	<p>前各項に掲げる行為に附帯する行為又は条例第8条第1項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為</p>